

新たに飲食店を始める皆様へ

防火対象物使用開始届出書の 届け出はお済みですか？

飲食店等の出店や入居の際、建物又はその部分を使用しようとする方は、使用を開始する日の7日前までに、防火対象物使用開始届出書の届け出が必要です。（水戸市火災予防条例第43条）

Q なぜ必要なの？

A 防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門家の立場から届出内容の確認及び消防用設備の設置状況等を事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保することが必要なのです。



必要書類

- ・防火対象物使用開始届出書
- ・図面(案内図・配置図・平面図・立面図・仕上げ表・建具表等)
- ・提出部数 正副2部



問合せ先・届出先
水戸市中央1-4-1
水戸市消防局
火災予防課査察係
☎ 029-221-0163